

(公 印 省 略)
令和2年12月11日

各 位

みなかみ町長 鬼頭 春二
(税 務 課)

令和3年度償却資産申告書の送付について

償却資産の賦課期日基準日を迎えるにあたり、別紙【償却資産申告書・種類別明細書】を送付いたしますので、令和3年1月1日現在の貴社所有償却資産をご記入のうえ、申告くださいますようお願いいたします。

◇ 本送付「申告書」によらず、自社電算システムによる申告書でも結構です。

◇ 課税対象とならない場合（課税標準額が150万円未満）や、会社が解散等している場合についても、必ず申告書の提出をお願いいたします。

◇ 申告期限は 令和3年2月1日（月）まで となっておりますが、期限間近には混雑が予想されるため、早めにご提出くださいますようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町役場 税務課 資産税係

TEL：0278-25-5006（直通）

TEL：0278-62-2111（代表）内線 476

*** 償却資産申告の手引き ***

1. 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます。ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・軽自動車・小型特殊自動車は除かれます。

2. 償却資産の種類

種 類	資 産 の 例 示
第1種 構築物	広告設備、緑化施設、庭園、堆肥場施設等、屋外プール、ゴルフ練習場のネット設備・照明等、テニスコート、独立煙突及び煙道、門、塀、フェンス、屋外駐車場の路面舗装等、その他土地に定着する土木設備等。
第2種 機械及び装置	太陽光発電設備、モーター、旋盤、ボール盤、ボイラー、プレス、コンベア、ホイスト、クレーン、立体駐車場の機械装置、土木建設用・各種加工製造用機械装置等。
第3種 船舶	ボート、はしけ、釣船、貨客船等。
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等。
第5種 車両及び運搬具	大型特殊自動車、タイヤローラ、ショベルローラ、フォークリフト、動力運搬車等（自動車税・軽自動車税が課税されるものは該当しません）。
第6種 工具・器具及び備品	測定工具、検査工具、治具及び取付工具、家具（事務机・応接セット等）、電気機器、ガス機器、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務用機器（パソコン・プリンター・コピー機等）、理容機器、医療機器、娯楽機器（テレビゲーム・その他各種ゲーム機械等）、生物（観賞用・興行用）等。

3. 申告をしていただく主な資産

① 取得価額10万円以上の資産で、上記「償却資産の種類」の表に掲げるもの（ただし、取得価格が10万円以上20万円未満の資産で、税務会計において、当該資産を3年間で一括償却することにした一括償却資産を除く）。

※ 耐用年数1年未満の償却資産又は取得価額10万円未満の償却資産で、その資産の取得に必要な経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金又は必要な経費に算入されたものは、申告対象から除かれます。

- ② 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済み資産であっても、賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供しているもの。
- ③ 遊休又は未稼働の償却資産であっても、賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供することができるもの。
- ④ 所有権留保付割賦販売契約、又は延払契約によって購入し、賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供しているもの（県・町の機械貸し付けを含む）。
- ⑤ 償却資産の価値を増加させるための修理・改良費等の費用は、その資産が賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供されていれば、新たな取得資産として申告対象となります。
- ⑥ 家屋所有者がその家屋に施した建築設備のうち次にあげるもの。
- 特定の生産又は業務の用に供しているもの
（例）工場等の動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備等。
 - 独立した機械及び装置としての性格の強いもの
（例）発・変電設備、中央監視制御装置、蓄電池設備、電話交換機、パッケージエアコンディショナー、ネオンサイン、スポットライト等。
 - 建物と構築物に一体となっていないもの
（例）屋外に設備された給水塔、独立煙突等。
 - 顧客に対するサービス設備としての性格の強いもの。
（例）ホテル、病院等の厨房設備、洗濯設備等。
- ⑦ 家屋の所有者以外の者（賃借人）が施工した事業用造作設備（店内簡易内装など）については、賃借人の申告対象となります。また、家屋の建築後に付設された付帯設備についても同様です。
- ⑧ 太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。

◆ 申告が必要になる方

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電出力量の全量又は余剰を売電する場合、売電事業用の資産となり 申告の対象 となります。	事業用の資産とはなりませんので、 申告の対象外 となります。
個人 (個人事業主)	個人で工場・商店などを経営している人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産として、発電出力量や売電されているかいないかにかかわらず 申告の対象 となります。	
法人	事業の用に供している資産として、発電出力量や売電されているかいないかにかかわらず 申告の対象 となります。	

※ 太陽光発電設備について、屋根建材型（屋根と一体型）のパネルで、家屋の一部として課税されているものは対象外となります。

⑨ 課税標準の特例を受ける方は、必要書類を添付してください。

※ 初年度に提出されているものは不要です。

※ 取得後3年間、課税標準が減額されます。

◆ 再生可能エネルギー発電設備

【取得年月：平成28年4月1日～平成30年3月31日】

対象設備：売電していない太陽光発電設備

特例割合：2/3に減額

添付書類：再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

対象設備：売電している風力等の発電設備

特例割合：風力は2/3、水力・地熱・20,000kW未満のバイオマスは1/2に減額

添付書類：再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し

【取得年月：平成30年4月1日～令和2年3月31日】

対象設備：売電していない太陽光発電設備

特例割合：1,000kW未満は2/3、1,000kW以上は3/4に減額

添付書類：再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

対象設備：売電している風力等の発電設備

特例割合：20kW未満の風力は3/4、20kW以上の風力は2/3に減額

5,000kW未満の水力は1/2、5,000kW以上の水力は2/3に減額

1,000kW未満の地熱は2/3、1,000kW以上の地熱は1/2に減額

10,000kW未満のバイオマスは1/2、10,000kW以上20,000kW未満のバイオマスは2/3に減額

添付書類：再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し

【取得年月：令和2年4月1日～令和4年3月31日】

※ 水力の特例割合以外は【取得年月：平成30年4月1日～令和2年3月31日】と同じ

特例割合：5,000kW未満の水力は1/2、5,000kW以上の水力は3/4に減額

◆ 中小企業経営力向上設備

【取得年月：平成28年7月1日～平成31年3月31日】

特例割合：1/2に減額

添付書類：経営力向上計画に係る認定申請書、認定書、工業会等の証明書の写し

◆ 生産性向上先端設備

【取得年月：平成30年6月6日～令和5年3月31日】

特例割合：ゼロに減額

添付書類：先端設備等導入計画に係る認定申請書、認定書、工業会等の証明書の写し

- ④ 正当な理由がなく申告されない場合、または虚偽の申告をされた場合は、地方税法（第385、386条）及び町税条例により罰則規定が適用されることがあります。
- ⑤ 申告書受理後、地方税法（第353、408条）に基づいて実地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- ⑥ 上記④・⑤により未申告の資産が判明し、修正申告をしていただく場合には、資産の取得時期に遡って課税することもありますのでご承知おきください。

申告について不明な点がございましたら、下記償却資産担当までお問い合わせください。

（ お問い合わせ先 ） 〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町役場 税務課 資産税係

TEL：0278-25-5006（直通）

TEL：0278-62-2111（代表）内線476